

不利益処分個別票

| | |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 環境局事業部事業管理課斎場霊園担当(06-6630-3135) |
| 処分課（担当）名 | 同上（指定管理者） |
| 処分の名称 | 納骨堂の入場の制限 |
| 概要 | 大阪市立納骨堂条例により、納骨堂の管理を行うもの（指定管理者）は、一定の者に対し、入場を断り、または退館させることができます。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 大阪市立納骨堂条例（昭和24年4月1日条例第30号）第9条の2 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) |
| 処分基準 | 次のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、または退館させることができる。 <ol style="list-style-type: none">1. 他人に危害を及ぼし、または迷惑となる行為をするおそれがある者2. 建物または附属設備を損傷するおそれがある者3. 他人に危害を及ぼし、もしくは他人に迷惑となる物品または動物を携行する者4. 管理上必要な指示に従わない者5. その他管理上の支障があると認められる者 ※「管理上の支障」とは、使用者や近隣住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修、使用者間の利用調整など、施設を適切に維持管理する上で妨げとなる具体的な支障をいう。 |
| ホームページ | https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html |
| 備考 | |